

令和6年度 商業振興補助事業審査委員会（第4回）議事録

- 1 日 時 令和6年7月29日(月)14時00分～15時05分
- 2 場 所 横須賀市役所2号館6階261会議室
- 3 出席委員 大場 保男 (中小企業診断士)
渡利 恭明 (中小企業診断士)
安食 静二 (INPIT 神奈川県知財総合支援窓口)
鈴木 博明 (神奈川県産業労働局商業流通課主任専門員)
熊澤 彰 (横須賀市文化スポーツ観光部商業振興課長)
- 4 事務局 文化スポーツ観光部商業振興課 吉本課長補佐、三本木主査、
櫻井、熊野
- 5 傍聴者 0名

6 議事内容

(1)審査スケジュールについて

(事務局)

本日は、にぎわいづくりイベント事業3団体の審査を予定している。

(2)審査方法について

(事務局)

【にぎわいづくりイベント事業】

にぎわいづくりイベント事業は採点を行わず、より良い事業を実施するための意見や助言等をいただきたい。

(3)にぎわいづくりイベント事業

質疑応答

・大滝商店街振興組合

(委員)

組合員が店舗のPRにイルミネーションを活用するとあるが、過去に活用した例や、今後の案はあるか。

(大滝商店街振興組合)

前回は、フォトコンテストを実施し、イルミネーションの写真をSNSにアップしてもらい、お肉をプレゼントする取り組みを他商店街と協力して行った。反響があったので、今回も実施する予定。

(委員)

小さくてもいいので、店舗が各自の明かりを用意して、行事を一体となつて行う気持ちが重要ではないか。

(大滝商店街振興組合)

各店舗が同じ気持ちになればよいと思う。

(委員)

映えるスポットとして、前年同様の装飾をするか。

(大滝商店街振興組合)

ブロンズ像への装飾は、今年はやらないかもしれない。何も装飾しないで、皆さんに背景と一緒に撮ってもらうのがいいのではないかという話になった。

(委員)

点灯期間中に焦点を絞って、1日～2日イルミネーションのお祭りのような取り組みを行うのはどうか。

(大滝商店街振興組合)

期間を短くしても費用があまり変わらないので、できる限り点灯しようという話になっている。その期間中に絡めるイベントがあれば声掛けして一緒にしたい。

(委員)

各会員の店舗が、何か特定のハッシュタグをつけてイルミネーションと店舗をPRするのはどうか。

(大滝商店街振興組合)

各会員に向けて、いつからいつまで点灯するかをしっかりと周知ができていないと思う。自分たちの商店街費が活用されていることを意識してもらい、各店舗のお客さんに周知できたらと思う。

・横須賀商店街連合会

(委員)

地元のお店応援大賞は、何票集まったか。

(横須賀商店街連合会)

592票集まった。

(委員)

今後に向けて、票数を増やしてもらう取り組みを考えているか。

(横須賀商店街連合会)

お店側も主体となつて、各商店街から受賞者ができるような仕掛け作りをしたい。

(委員)

過去やってみて、特定の店舗に票が集中することはあったか。

(横須賀商店街連合会)

あった、そういう動きがあった方が盛り上がって有難い。

(委員)

投票の際に、応援したい理由も書くのか。

(横須賀商店街連合会)

書いてもらう。

去年は、お店に癒しを求める傾向があったと思う。業態的にもそうだが、お店に喋りに行ったり、店員さんの接客に癒されたりといった内容が多く、ネットの売買には無い部分を求めているのではないかと思う。

(委員)

直接消費者の意見を聞けるのは貴重だと思うので、その意見をフィードバックしたり、勉強会をしたりする取り組みは考えているか。

(横須賀商店街連合会)

まだ実行には移せていないが、活用していきたい。

(委員)

消費者が選んだ店舗だけを掲載する、商店街 MAP を作成している商店街があった。

(横須賀商店街連合会)

お客さんの声を使った仕組みを考えてみたい。

(委員)

前回はどのように受賞店舗を選んだか。

(横須賀商店街連合会)

2回目は部門で3つずつ選んだ。

(委員)

受賞した後、受賞店舗であることを再周知する機会はあるか。

(横須賀商店街連合会)

受賞したときは取り上げるが、その後は特に何もしていない。

今年のチラシに、去年の受賞店舗を掲載する。

(委員)

表彰するのは1位と2位だが、ランキングをつけてネット上で見られるようにするのはどうか。

(横須賀商店街連合会)

ある程度の票数を得られるようになったら考えていきたいが、今は票がかなりかたまっているのが難しい。

(委員)

投票は500円のレシートで1回できるとのことだが、例えば飲食で投票権を得たら、その1回で小売りや他サービスにも投票できるような仕組みを作るのはどうか。

(横須賀商店街連合会)

承知した。

(委員)

3回目の取り組みで母数が少ないというのがあるが、商店街の関与が少ないように感じる。市商連で取り組んでいるので、もっと商店街ごとの広報をできたらよいと思う。

(横須賀商店街連合会)

ハロウィンのイベントなどと絡めたいとも思うので、検討していく。

・協同組合追浜商盛会

(事務局)

急遽不参加となったため、書類により審査を実施し、審査委員からの意見を商店街に後日送付。

(5)その他

(事務局)

以上で今年度最終回である商業振興補助事業(第4回)を終了する。

商業振興補助事業審査委員会 次第

日 時 令和6年7月29日(月) 14時00分～

会 場 横須賀市役所 2号館 6階 261会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 商店街にぎわいづくり事業補助金の審査について

ア 集客力向上モデル事業

(2) その他

3 閉 会

商業振興補助事業審査委員会条例

(設置)

第1条 本市の商業の振興を図るための補助金に対して交付申請のあった事業の審査に関し、市長の諮問に応ずるため、商業振興補助事業審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員6人をもって組織する。

2 委員は、商業振興に関し専門知識を有する者及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(その他の事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第3項の規定にかかわらず、この条例の施行後初めて委嘱され、又は任命された委員及び部会員の任期は、平成26年3月31日までとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

商店街にぎわいづくり事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 地域の特性に対応した機能を高め、活力とにぎわいのある商店街づくりを進めるため、市内商店街団体が行う事業に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街団体 商業者等が地域的に組織した次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合

イ 商店街協同組合

ウ ア及びイに掲げるもののほか、法人化された商店街団体

エ アからウまでに掲げるもののほか、任意の商店街団体で市長が認めるもの

(2) コミュニティスペース 商店街利用者の交流を図ることができる場所のことをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、商店街団体が行う次に掲げる事業で、第1号に掲げる事業については原則として補助金の交付申請を行った年度内に完了するものとし、第2号、第3号及び第4号に掲げる事業については、補助金の交付申請を行った年度を含めて3年度までの間に完了するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(1) にぎわいづくりイベント事業 次に掲げる販売促進を伴うイベント等の事業をいう。

ア まつり等の催物

イ 各種教室及び講習会

ウ 各種コンクール及び展示会

エ 期間を限定した大売出し

オ その他市長が適当と認める事業

(2) 集客力向上モデル事業 将来にわたって商店街の競争力や集客力強化を図るために、次に掲げる新規性や独創性のある事業で、かつ、取組みや効果に継続性や持続性があると認められるものをいう。

ア 子育て世帯（18歳未満の子が同居する世帯をいう。）の商店街利用を

促進するサービスの提供

イ 高齢者及び障害者が安心して利用できる商店街にするためのサービスの提供

ウ 商店街独自の商品の開発

エ 商店街活性化に関する事業計画の策定、事業の運営等に係るコンサルタントを活用

オ その他市長が適当と認める事業

(3) 商店街地域資源活用事業 商店街団体が各々の地域資源を活用し、当該商店街の活性化を図るための事業

(4) 商店街空き店舗活用事業 商店街団体が魅力や集客力向上のために、商店街内の空き店舗を新たに借り上げ、コミュニティスペースを作成し、年間を通じて様態を変えて運用する事業

2 前項第2号に掲げる事業にあつては、同一の商店街団体が既に補助金を受けた際の事業内容と類似した内容の場合は、補助の対象としない。

(事業の公募)

第4条 補助金の交付を受けようとする商店街団体は、市長があらかじめ指定した期間内に希望調書を作成し、市長に申請するものとする。

(事業の選定)

第5条 市長は、前条の希望調書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助対象の事業として選定するものとする。この場合において、市長は、必要に応じ、当該希望調書を提出したもの及び商店街の振興に関し専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 施設及び設備の借上料

(2) 施設及び設備（第2条第1号エに該当する商店街団体が行う第3条第1項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業にあつては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）で規定する耐用年数3年以内のものに限る。）の購入費

(3) 装飾費

(4) 印刷費（開催案内、宣伝ポスター等）

(5) 教材費（テキスト等事業の実施に直接必要なもの）

(6) 報償費（講師謝金、商店街モニター謝金等）

(7) 委託費

(8) 原材料費

(9) その他市長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、補助の対象となる事業の実施に伴う事業収入の額及びこの要綱の規定による補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付（国、県その他団体によるものを含む。）を受けている場合における当該補助金等の額については、補助対象経費の総額から差し引くものとする。

(補助金額)

第7条 補助金額は、予算の範囲内において、次の表の左欄に掲げる事業区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める補助金額（同表右欄に掲げる額を限度とする。）を合計した額とする。

事業区分	補助金額		補助限度額
第3条第1項第1号に掲げる事業	補助対象経費の総額 ÷ 3 ただし、補助対象経費の総額の下限額は30万円とする。		200万円
第3条第1項第2号に掲げる事業	補助対象経費の総額 × 2 ÷ 3 ただし、補助対象経費の総額の下限額は30万円とする。		200万円
第3条第1項第3号に掲げる事業	補助対象経費の総額 × 2 ÷ 3		100万円
第3条第1項第4号に掲げる事業	第6条第1項第1号のうち、空き店舗の借上料	補助対象経費の総額 ÷ 2	100万円
	空き店舗の借上料以外の経費	補助対象経費の総額 ÷ 2	50万円

2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(申請手続き等)

第8条 第5条の規定により選定された商店街団体は、市長があらかじめ指定した期間内に補助金等交付申請書を提出しなければならない。

2 規則第4条第3号に規定する補助金の交付申請に添付するその他の参考と

なる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 商店街団体会則
 - (2) 商店街団体会員名簿
 - (3) 当該事業の実施について議決した総会等の議事録の写
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (書類等の保管)

第9条 規則第8条に規定する書類及び帳簿等は、当該補助事業の完了した市の会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業内容が確認できる書類
- (2) 商店街にぎわいづくり事業収支明細書(別記様式)
- (3) 補助対象経費に係る支払領収書の写
- (4) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 生き生き商店街サポート事業補助金交付要綱（平成20年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 空き店舗出店奨励金交付要綱（平成21年3月4日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第10条関係）

商店街にぎわいづくり事業収支明細書

（収入の部）

（単位 円）

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
市 補 助 金			
自 己 資 金			
そ の 他			
計			

（支出の部）

（単位 円）

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
計			

タイムスケジュール

資料 2

7月29日分

資料 NO.	時間	事業区分				団体名	事業名
		モデル	地域資源	空き店舗	にぎわい		
	14:00 ~ 14:05	開会あいさつ、審査会実施方法の確認等					
4-1	14:05 ~ 14:25				○	大滝商店街振興組合	・ウィンターイルミネーション事業
4-2	14:25 ~ 14:45				○	協同組合追浜商盛会	・ナイトバザール
4-3	14:45 ~ 15:05				○	横須賀商店街連合会	・ヨコスカハロウィンフェスティバル2024 ・横須賀地元のお店応援大賞2024

1 商店街にぎわいづくり事業補助金 審査方法について

(1) 補助金申請区分について

商店街にぎわいづくり事業補助金には、以下の4種類の申請区分を設けています。

ア にぎわいづくりイベント事業

対象事業：商店街が賑やかしや集客などのため、主に定期的に取り組んでいる販売促進を伴うイベント等の事業。

補助率：1/3

限度額：200万円

イ 集客力向上モデル事業 ※採択事業

対象事業：商店街が新たに取り組む、将来にわたって商店街の競争力・集客力強化を図る新規性・独創性があり、かつ取り組みや効果に継続性・持続性がある事業。

補助率：2/3

限度額：200万円

ウ 商店街地域資源活用事業 ※採択事業

対象事業：商店街が既に商店街の地域内で認知されている本市地域資源を活用し、地域外へのPRを進め、商店街の活性化を図るための事業。

補助率：2/3

限度額：100万円

エ 商店街空き店舗活用事業 ※採択事業

対象事業：商店街が魅力や集客力向上のために、新たに、商店街の空き店舗を借り上げ、それを活用してコミュニティスペース等を作成し、年間を通じて、様態を変えて運用する事業。

補助率：1/2

限度額：最大3年間の継続補助とする

	1年目	2～3年(予定)
家賃	100万円	100万円
家賃以外の経費	50万円	30万円

(2) 審査の実施目的について

申請区分ごとに以下の目的で審査を行います。

ア にぎわいづくりイベント事業

審査目的：採点を行わず、審査員からの意見や助言等を提供すること

イ 集客力向上モデル事業

審査目的：別添採点表に基づき事業を採点し、補助採択の合否を決定すること

ウ 商店街地域資源活用事業

審査目的：別添採点表に基づき事業を採点し、補助採択の合否を決定すること

エ 商店街空き店舗活用事業

審査目的：別添採点表に基づき事業を採点し、補助採択の合否を決定すること

(3) 採点方法について

別添採点表に基づき、4項目×各5点=20点満点で評価を行います。

審査委員の合計が70%を超えるものを採択します。

(例) 審査員が6名の場合、120点満点中84点を超えるものを採択

⇒ 70%を超える事業

① 採択 (補助率 2 / 3) (採択にあたって条件を付すものを含みます)

⇒ 70%以下の事業

② にぎわいづくりイベント事業に該当する事業 (販売促進を伴うイベント等の事業)
⇒ にぎわいづくりイベント事業補助金の申請として受付 (補助率 1 / 3)

(4) 採点基準

4つの審査項目について5段階で評価します。

各項目とも「3」を採択基準ラインとします。

配点	審査項目への適合
5	審査項目の内容を十分に満たしている
4	⇕
3	審査項目の内容を概ね満たしている
2	⇕
1	審査項目の内容を満たしていない

にぎわいづくりイベント事業 希望調書

資料 4

7月29日分

資料 No.	時間	団体名	事業名
4-1	14:05 ~ 14:25	大滝商店街振興組合	・ウィンターイルミネーション事業
4-2	14:25 ~ 14:45	協同組合追浜商盛会	・ナイトバザール
4-3	14:45 ~ 15:05	横須賀商店街連合会	・ヨコスカハロウィンフェスティバル2024 ・横須賀地元のお店応援大賞2024

令和 6 年度 商店街にぎわいづくり事業補助金 希望調査

(にぎわいづくりイベント事業)

○申請者

団体名	大滝商店街振興組合		会員数	18
住所	[REDACTED]		組織 形態	<input checked="" type="checkbox"/> 法人
代表者	[REDACTED]			<input type="checkbox"/> 任意
記入者	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]	
		E-mail	[REDACTED]	

○補助金申請額

各事業費の合計	申請額
(1,800,000 円) 1/3→ (600,000 円)
※ 対象事業費の下限額 30 万円	※ 補助限度額 200 万円
(千円未満切捨て)	

【市：事務処理欄 予算との差額 円】

○事業内容

※別紙に記入

○商工相談員の派遣

※審査会において、商工相談員が専門的な知見から、事業実施にあたっての助言等を行います。その後も継続的なコンサルティングを希望される場合は、定期的な商工相談員の派遣が可能です(初回費用無料)。継続したコンサルティングの希望の有無を下記にご記入ください。

<input type="checkbox"/> 商工相談員の派遣を希望する	<input checked="" type="checkbox"/> 商工相談員の派遣を希望しない
--	--

※以下、複数の事業を実施する場合、事業の数だけ作成してください。

事業 NO.	事業名
1	ウィンターイルミネーション事業
実施目的 ・なぜ行うのか、 必要性 ・実施の経緯	当事業は横須賀中央地区4商店街団体が協同で実施し、市民にも認知度の高い冬の恒例事業です。市内でも有数の規模を誇るイルミネーションを目当てに来街する市民も多く、当商店街にとっても有力な集客コンテンツです。
実施内容 (何を行うか、 ・内容 ・規模 ・対象人数などを 具体的に記入)	<ul style="list-style-type: none"> ●Yデッキ下広場～中央大通り沿いの樹木や並木を60,000球のイルミネーションで装飾。 ●中央大通り沿いのブロンズ像やYデッキ、Yデッキ下広場に、イルミネーションを背景に「映える」フォトスポットの設置。 ●SNS(インスタグラム)を告知・募集の媒体として活用した、イルミネーションフォトコンテストの実施。 ●イルミネーション点灯式の実施。
実施時期	令和6年11月～令和7年3月
実施場所	Yデッキ下広場～中央大通り沿道
事業のセールスポイント	街並みと融合するイルミネーションとしては市内有数であり、LED球数は年々増加し本年度は60,000球に迫ります。毎年、ボリュームの増していくイルミネーションは来街者に好評です。

※以下、複数の事業を実施する場合、事業の数だけ作成してください。

事業 NO.	1		
広報手段	チラシ、ポスター、並木の胴巻、SNS 等		
広報範囲	主に横須賀中央地区	広報対象人数	3,000 人
前年度からの改善 (定例事業の場合)	以下のような、マンネリ化を防ぐ工夫		
	イルミネーションの球数増加、フォトスポットのデザイン変更、フォト		
	コンテストにお題を設ける 等		
【目標】 商店街で掲げる目標	各店の売上 3% 増加		
【目標】 実施時の来街人数 またはイベント参加人数	5,400 人※ ※通行量調査に基づく	通常時	4,800 人
今後の展開	イルミネーション事業を組合員店舗の集客につなげる工夫		
	・組合員が自店のPRや広報に積極的にイルミネーションを活用する。		
	・フォトコンテストのお題を商店街の(特定ではない)店舗とするなど		
	して、応募者を介したSNSによる拡散・PR・宣伝効果を狙う。 など		
事業費と 内訳	費目	金額	備考
	設備工事費用	1,800,000	イルミネーション設営・撤去費用
	合計	1,800,000	

※すべて必須項目 ※「前年度からの改善」は新規事業の場合は記入不要

※用紙が足りない場合は別紙で添付して下さい

令和 6 年度 商店街にぎわいづくり事業補助金 希望調査
 (にぎわいづくりイベント事業)

○申請者

団体名	(協) 進決商盛會		会員数	
住所	[REDACTED]		組織形態	<input checked="" type="checkbox"/> 法人
代表者	[REDACTED]			<input type="checkbox"/> 任意
記入者	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]	
	[REDACTED]	E-mail	[REDACTED]	

○補助金申請額

各事業費の合計	申請額
(1,500,000 円) 1/3 →	(500,000 円)
※ 対象事業費の下限額 30 万円	※ 補助限度額 200 万円
	(千円未満切捨て)

【市：事務処理欄 予算との差額 円】

○事業内容

※別紙に記入

○商工相談員の派遣

※審査会において、商工相談員が専門的な知見から、事業実施にあたっての助言等を行います。その後も継続的なコンサルティングを希望される場合は、定期的な商工相談員の派遣が可能です(初回費用無料)。継続したコンサルティングの希望の有無を下記にご記入ください。

<input checked="" type="checkbox"/> 商工相談員の派遣を希望する	<input type="checkbox"/> 商工相談員の派遣を希望しない
---	---

※以下、複数の事業を実施する場合、事業の数だけ作成してください。

事業 NO.	事業名 ナイトハガール
実施目的 ・なぜ行うのか、 必要性 ・実施の経緯	駅前を導客し、イベントやフリマを通して、 地域住民とのふれあいをもつ。 地域の商店街に愛着をもつていただく
実施内容 (何を行うか、 ・内容 ・規模 ・対象人数などを 具体的に記入)	三浦半島大集落祭 フリーマーケット PeNAをかきおろすイベント 延べ 1,500人
実施時期	12月7日(土)
実施場所	サビエー千前
事業のセールスポイント	地域とのふれあいを

※以下、複数の事業を実施する場合、事業の数だけ作成してください。

事業 NO.			
広報手段	チラシ		
広報範囲	田舎・近郊・文庫地区	広報対象人数	20000人
前年度からの改善 (定例事業の場合)	DeNAの選手サイン会(可能であれば)		
【目標】 商店街で掲げる目標	前年対比 20%増の集客		
【目標】 実施時の来街人数 またはイベント参加人数	1500人	通常時	100人
今後の展開	函南苑をひかえてい子で、空き店舗が増えているので、新しいビルが出産までつなげる(2nd)		
事業費と内訳	費目	金額	備考
	事業費(合計)	200,000	
	チラシ(広報)	200,000	
	設営費	500,000	
	合計		

※すべて必須項目 ※「前年度からの改善」は新規事業の場合は記入不要

※用紙が足りない場合は別紙で添付して下さい

令和 6 年度 商店街にぎわいづくり事業補助金 希望調査

(にぎわいづくりイベント事業)

○申請者

団体名	横須賀商店街連合会		会員数	29 商店街
住所	[REDACTED]		組織 形態	<input type="checkbox"/> 法人
代表者	[REDACTED]			<input checked="" type="checkbox"/> 任意
記入者	[REDACTED]		TEL	[REDACTED]
	[REDACTED]		E-mail	[REDACTED]

○補助金申請額

各事業費の合計	申請額
(2,150,000 円) 1/3 →	(716,000 円)
※ 対象事業費の下限額 30 万円	※ 補助限度額 200 万円
(千円未満切捨て)	

【市：事務処理欄 予算との差額 円】

○事業内容

※別紙に記入

○商工相談員の派遣

※審査会において、商工相談員が専門的な知見から、事業実施にあたっての助言等を行いますが、その後も継続的なコンサルティングを希望される場合は、定期的な商工相談員の派遣が可能です(初回費用無料)。継続したコンサルティングの希望の有無を下記にご記入ください。

<input type="checkbox"/> 商工相談員の派遣を希望する	<input checked="" type="checkbox"/> 商工相談員の派遣を希望しない
--	--

※以下、複数の事業を実施する場合、事業の数だけ作成してください。

事業 NO.	事業名
1	ヨコスカハロウィンフェスティバル2024
実施目的 ・なぜ行うのか、 必要性 ・実施の経緯	商店街が横断的なイベントを通じて、集客力を高める仕組みづくり イベント内で行う企画を通じた商店街活性化支援 集客力促進と売り上げ向上の支援・伴走 また、商店街への集客向上が、魅力ある個店となっていく流れ をイベントから作り出していきたい
実施内容 (何を行うか、 ・内容 ・規模 ・対象人数などを 具体的に記入)	ハロウィンフェスティバルを通じた地域活性イベントの開催 当連合会青年部のプロデュースにより運営 適宜、イベント運営に最適な事業者と連携も行っていく 【事業】 ハロウィン仮装写真コンテスト・そのほか当連合会・各商店街が行う 事業の支援 【広報】 全市共通ポスター及び、メディア掲載、デジタル広告等 【規模】 イベント来場人数 2.5万人 広報手段：メディア掲載等 15万人
実施時期	令和6年9月から10月
実施場所	市内商店街の中で参画希望のあった商店街
事業のセールスポイント	当連合会のスケールメリットを生かし、参加商店街で横断的に実施 仮装写真コンテストや新しい企画も含め地域活性化につながる試みを 仕掛けていく。

※以下、複数の事業を実施する場合、事業の数だけ作成してください。

事業 NO.	1		
広報手段	全市共通ポスター・タウン誌 YOUTUBE 広告やデジタルサイネージ等のデジタル広告		
広報範囲	市内及び、近隣市町村	広報対象人数	30 万人
前年度からの改善 (定例事業の場合)	市外からの集客も見込めるよう、デジタル広報にも力を入れていく		
	また、有名人を PR に起用するなど周知策も検討してゆきたい		
【目標】 商店街で掲げる目標	来場者 2.5 万人		
【目標】 実施時の来街人数 またはイベント参加人数	2.5 万 人	通常時	2 万 人
今後の展開	仮装写真コンテスト等親子で参加可能な企画を作り出すとともに		
	SNS を通じた広報や企画をつくっていく		
事業費 と 内 訳	費目	金額	備考
	印刷費	300,000	ポスター・印刷・チラシ代
	報償費	400,000	菓子代補助・参加者プレゼント
	広報宣伝費	500,000	メディア掲載等
	消耗品費・その他	100,000	備品、送料等
	合計	1,300,000	

※すべて必須項目 ※「前年度からの改善」は新規事業の場合は記入不要

※用紙が足りない場合は別紙で添付して下さい

※以下、複数の事業を実施する場合、事業の数だけ作成してください。

事業 NO.	事業名
2	横須賀地元のお店応援大賞 2024
実施目的 ・なぜ行うのか、 必要性 ・実施の経緯	商店街集客の軸となる企画・仕組みづくり 個店支援・商店街支援・買い物支援の3方向よしの目玉企画をつくる 地元のお店の一番を投票で決める企画 事業者が選ぶのでもなく、主催者が選ぶのでもなく、お客さんが 選ぶのがポイント
実施内容 (何を行うか、 ・内容 ・規模 ・対象人数などを 具体的に記入)	地元のお店で一定金額の買い物をした方を対象に、応援したいお店 と応援したい理由を添えて応募する 本年度で3回目となり、より普及へ向けた拡大策も検討してゆきたい 【事業】 飲食部門・小売・サービス部門等を設定し、部門ごとに大賞と 準大賞を決定 【広報】 チラシ・ポスター及び、メディア掲載、デジタル広告等 【規模】 イベント参加数 1500人 広報手段：メディア掲載等
実施時期	令和6年10月～1月
実施場所	市内商店街の中で参画希望のあった商店街
事業のセールスポイント	当連合会のスケールメリットを生かし、参加商店街で横断的に実施 本年度で3回目の試みであり、PRのための有名人起用や新しい企画も含め 地域活性化につながる試みを仕掛けていく。

※以下、複数の事業を実施する場合、事業の数だけ作成してください。

事業 NO.	2		
広報手段	チラシ・告知ポスター YOUTUBE 広告やデジタルサイネージ等のデジタル広告		
広報範囲	市内及び、近隣市町村	広報対象人数	30 万人
前年度からの改善 (定例事業の場合)	市外からの集客も見込めるよう、デジタル広報にも力を入れていく		
	当大賞の権威付け。実施 3 回目であり、知名度を上げる活動を行ってゆ		
	きたい		
【目標】 商店街で掲げる目標	来場者 800 人		
【目標】 実施時の来街人数 またはイベント参加人数	2,000 人	通常時	100 人
今後の展開	横須賀 NO. 1 のお店大賞に権威性を持たせ、行政と連携して推進する		
	横須賀商店街連合会発信のメジャー大会としていく		
事業 費 と 内 訳	費目	金額	備考
	印刷費	200,000	ポスター・印刷・チラシ代
	報償費	190,000	参加者プレゼント
	広報宣伝費	450,000	メディア掲載・宣伝有名人起用等
	消耗品費・その他	10,000	備品、送料等
	合計	850,000	

※すべて必須項目 ※「前年度からの改善」は新規事業の場合は記入不要

※用紙が足りない場合は別紙で添付して下さい